

**障害をもつ労働者の労働災害の実態把握と
安全衛生対策の確立に資する研究**

研究代表者 北原 照代 滋賀医科大学・社会医学講座衛生学部門 特任准教授

研究要旨

就労障害者の労災事故や二次障害をはじめとする健康問題について、対面聴き取り調査・質問紙調査を通じて発生状況を把握するとともに、多職種が関わって就労障害者の心身機能と作業環境を評価し、安全衛生におけるリスク低減のための改善提案を行うことを目的として、本研究を立案した。

令和4年度(2022年度)は、訪問しての職場見学及び対面聴き取り調査(訪問調査)、Webによる質問紙調査(質問フォーム調査)、および利用者の心身機能の評価(事例介入)を実施した。また、滋賀県内の7圏域に1か所ずつ設置されている「障害者働き・暮らし応援センター」のうち、湖南地域(草津市・栗東市・守山市・野洲市)のセンター「りらく」(障害者就業・生活支援センター)を訪問し、障害者の就労支援に関して意見交換を行った。

訪問調査は、2作業所、3民間事業所、1特例子会社の計6か所を訪問した。1年目に訪問した2か所の作業所にも再度訪問し、可能な範囲で改善提案を行った。今年度の訪問は、主として知的・発達・精神の障害者が就労する事業所が多かった。作業所では、通所者の障害特性をよく把握しており、障害に応じて適切な配慮がなされていた。一方で、企業で一般的に行われている作業負担軽減策に関する情報が、作業所では十分に共有されていないことがうかがわれた。民間事業所の事業主は、従業員を大切に思う気持ちが強く、そのことが高い安全衛生水準に反映されていた。良い意味で就労障害者を特別視せず、一人一人の従業員に合った心配りができていること、また、近隣の特別支援学校教員との連携がうまく取れていることは、障害者の就労と雇用継続に効果的であった。事業所と医療・労働衛生、特別支援学校との連携、また、就労障害者の生活面を含めて相談・指導できる専門家や介入の仕組みなどが求められる。特例子会社では、多数の障害者が働いており、安全衛生体制、作業の環境や道具、障害者の家族/グループホームとの意思疎通を図る点で、適切で有効な配慮がされていた。特例子会社のノウハウや配慮事項は、作業所や中小規模民間事業所でも活用可能と考えられる。

質問フォーム調査は、滋賀県社会就労事業振興センターと滋賀県社会就労センター協議会の協賛を得て、2022年12月、同会員作業所96か所に、Web上の質問フォームへの回答を電子メールで依頼した。回答率は14.6%にとどまったが、手間のかかる記述式質問にも積極的な回答があり、就労障害者に対する安全衛生意識の高い作業所から回答が得られた。

事例介入については、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて限定的となったものの、作業所通所者である脳性麻痺(アテトーゼタイプ)事例及び進行性筋ジストロフィー事例を対象に実施した。障害者からのヒアリング及び理学療法士による身体機能評価等に基づき、改善提案を検討した。

調査結果を踏まえて、労働安全衛生の専門家が配置されにくい作業所や中小規模民間事業所で活用可能な「アクションチェックリスト」と「良好事例/改善提案事例集」を作成した。

<研究分担者>

辻村 裕次

滋賀医科大学 社会医学講座衛生学部門 助教(人間工学専門家)

白星 伸一

佛教大学 保健医療技術学部理学療法学科 准教授(理学療法士)

埴田 和史

びわこリハビリテーション専門職大学 作業療法科 教授(医師)

<研究協力者>

嶋川 昌典

びわこリハビリテーション専門職大学 作業療法科 助教(作業療法士)

鈴木 ひとみ

京都先端科学大学 健康医療学部 看護学科 准教授(看護師)

A. 研究の背景及び目的

第13次労働災害防止計画では、「就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現する」と述べられている。また、2016年に施行された「障害者差別解消法」では、就労障害者に対する合理的配慮が求められている。一般に障害者は、有する障害の特性により、健常者向けに開発された機器に適応することが難しいため、就労障害者の安全衛生においては、個々の障害に配慮した対応が必要である。しかし、我が国では安全・健康配慮の具体策を策定するための知見が蓄積されておらず、就労障害者における労働災害や二次障害の発生リスクに対し、有効な対策が示されていない[白星ら2020]。

多職種が連携した我々の研究チームは、これまでに、脳性麻痺、脊髄損傷、脳血管障害など中枢神経性運動障害を有する者やサリドマイド胎芽症、森永

ヒ素ミルク中毒被害者の二次障害について、職場の環境整備による改善事例を報告してきた[白星2009, 辻村2009, Tsujimura2011, 白星2014, 辻村2018]。その経験から、労働災害や二次障害は、障害の個別性と作業環境との不整合を要因とする場合が極めて多いことを把握している。

就労障害者の労働災害の実態把握と安全衛生対策確立には、障害者の心身機能および作業環境の双方を同時に評価することが不可欠である。そこで我々は、就労障害者の労災事故や二次障害を初めとする健康問題について、対面聴き取り調査・質問紙調査を通じて発生状況を把握するとともに、多職種が関わって就労障害者の心身機能と作業環境を評価し、安全衛生におけるリスク低減のための改善提案を行うことを目的に本研究を立案した。

B. 研究方法

1. 訪問調査

【対象】令和4年度(2022年度)は、2作業所、3民間事業所、1特例子会社の計6か所を訪問した。昨年度に訪問した2か所の作業所にも再度訪問し、可能な範囲で改善提案を行った。今回も、新型コロナウイルス感染症拡大を鑑み、対面実施が可能となったタイミングで、訪問先の許可を得て調査を実施した。

【調査内容】(昨年度と同じ)

1. 事業所/作業所の基本情報

作業所の種類、主な事業内容、就労障害者数(総数、障害種別)、職員数、勤務時間、休憩時間等

2. 安全衛生の体制と教育

3. 就労障害者に対する留意事項と対策

転倒、衝突、熱中症、ケガ、痛み、疲労、交通事故、身体機能低下、重量物運搬等

4. 時間的配慮・・・休憩や通院など

5. 設備・道具の工夫

6. 作業環境(作業空間、使用機器適性、温湿度、照度)・作業態様(重量物の取り扱いや姿勢)

7. 事故や災害の発生状況

8. その他・・・障害者の就労経緯、退職または就労継続断念の状況など

2. 質問フォーム調査

滋賀県社会就労事業振興センターと滋賀県社会就労センター協議会の協賛を得て、同会員作業所 96 か所に、Web 上の質問フォームへの回答を電子メールで依頼した。

質問内容は、作業所のサービス種別・事業内容、通所者と職員の人数・作業時間、通所者の障害種別・働き方・通所方法、作業所の環境・安全配慮事項・健康診断実施状況、これまでに起きた作業時の災害とした（資料 I-1；調査用紙）。

3. 事例紹介

2 事例について、障害者からのヒアリング及び身体機能評価等に基づき改善提案を検討した。

C. 結果と考察

1. 訪問調査

(1) A 作業所（総合報告書の作業所①） （昨年度に続き再訪問）

調査日：2022 年 7 月 12 日

調査員：辻村、北原

調査先対応者：所長、副所長

【事業所/作業所の情報】

- ・ 作業所（就労移行支援、就労継続支援 B 型、自立（生活）訓練、就労定着支援）
- ・ 利用障害者：27 名，職員数（健常者＋障害者）：10＋5 名（内、常勤者：10＋5 名）
- ・ 主な事業内容：縫製、菓子製造、下請け軽作業（ワッシャーのネジへの取り付け、銅線被覆剥がし）、農作業（調査時点では、非実施）
- ・ 就労障害者の主な障害種別：主として聴覚障害者、盲ろう者や精神疾患が数名
- ・ 勤務時間
 - 就労障害者 10：00～16：00，昼休み 12：00～13：00
 - 常勤職員 8：30～17：45，昼休み同上
 - パート職員 9：30～16：00，昼休み同上
- ・ 定時休憩（昼休み以外）14：20～14：30
- ・ 掃除 14：30～15：30

【事故／災害とその対策 [新規提案]】

- ・ 菓子製造では、生地を練る機械に小麦粉などの原料を入れるときに負担を感じる（10 kg の袋を持ってかがみ姿勢）。
 - [台車の導入]小麦粉の運搬用に、重量によって高さが変化する台車の導入を提案。
- ・ 人と人との接触／衝突は、日頃から注意喚起しているためか、ほとんどない。
 - 盲ろう者と他の通所者との接触を防ぐために、通路のゾーニング（盲ろう者が手すり側、他の通所者が反対側を歩くよう床にラインを引く）を提案したが、当該盲ろう者の同意は得られなかった（特に困っていない、特別扱いを希望しない）。

【(明るさ以外の) 作業環境】

- ・ 聴器を付けている聴覚障害者にとっては、小さな音でもうるさく聞こえてしまう場合がある
 - 足音が気にならないよう、通所者は足音の小さいスリッパ等に履き替えている。

(2) B1 作業所（総合報告書の作業所②） （昨年度に続き再訪問）

調査日：2022 年 7 月 1 日

調査員：辻村

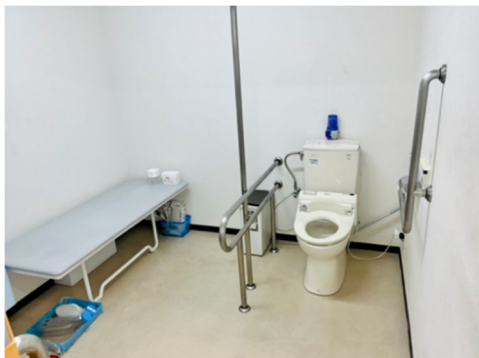
調査先対応者：所長

【事業所/作業所の情報】

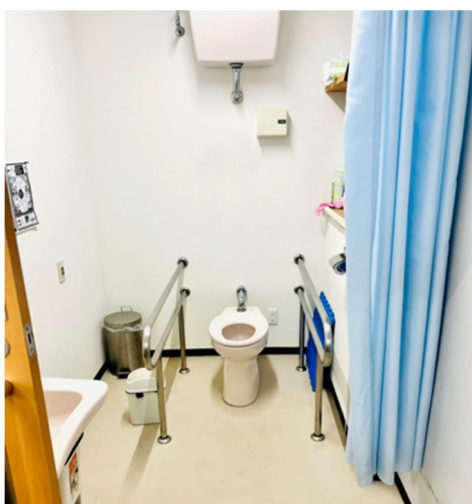
- ・ 作業所（就労継続支援 B 型）
- ・ 利用障害者：26 名，職員数（健常者＋障害者）：8 名（内、常勤者：8 名）
- ・ 主な事業内容：ウェブページ作成、各種校正・印刷、ほとんどの利用者はパソコンで作業
- ・ 障害者の主な障害種別：多くが車いす利用者（脊髄損傷、脳性麻痺、脳血管障害、神経難病）、精神疾患が数名
- ・ 勤務時間
 - 常勤障害者 10：00～16：00，昼休み 12：00～13：00
 - 職員 9：00～18：00，昼休み同上
- ・ 定時休憩（昼休み以外）15：00～15：10

【障害特性から想定されるリスクへの対策】

- ・車いす利用者が使用しやすい幅の広いトイレと、不安定歩行の利用者が安全に使用できる（掴むところが多いので転倒防止になる）幅の狭いトイレの2種類を設置していた。

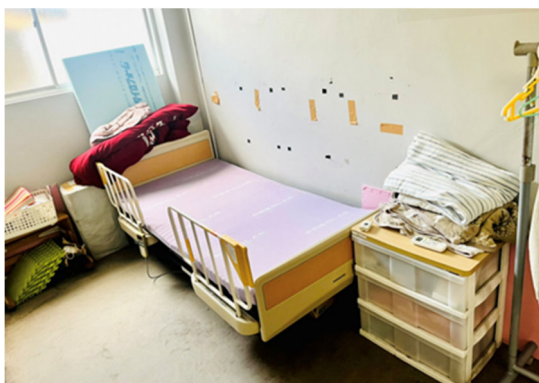


↑幅の広いトイレ



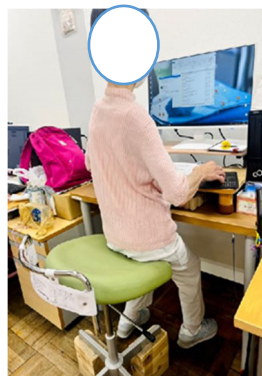
↑幅の狭いトイレ

- ・休憩室は、適宜休憩を必要とする人がベッドで横になれるよう配慮されていた。



- ・PC モニターの高さや入力デバイスは各個人に合わせるよう、工夫されている。

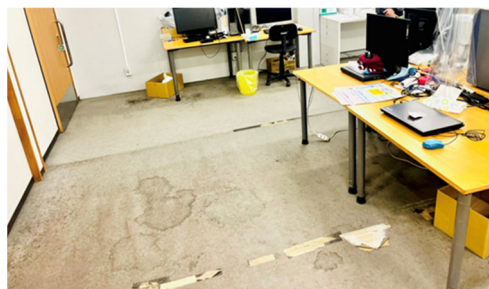
- 障害の特性上、関節の可動域が少ない希少難病の事例。座り続けることの負担が大きい。座位負担を軽減するため、過去の介入で作成した特殊な椅子（座面への体重のかけ方を変えることで座面の角度が変わる椅子）を使用している。そのため、作業中、同じ場所に圧力がかかり続けることを防ぐことができる。揺れによる転倒リスクも考えられたが、以前使用していた小さく硬い水平座面の椅子よりも安全で安心感があるとのことであった。



- ↑いすの高さを挙げ、座面の角度が変わる椅子の導入

【作業環境】

- ・通路は段差がなく、広い空間を確保していた。



(3) B2 作業所 (総合報告書の作業所③)

調査日：2022年7月1日

調査員：辻村、滋賀医大学生4名

調査先対応者：所長

【事業所/作業所の情報】

- ・ 作業所(就労継続支援 B 型、B1 作業所と同法人)
- ・ 利用障害者：11名
- ・ 主な事業内容：ウェブページ作成・各種校正・印刷などのパソコンを利用した作業
- ・ 障害者の主な障害種別：車いす利用者4名、精神障害者7名

【事故/災害とその対策】

- ・ 二次障害の予防対策として、PC モニターの高さや入力デバイス、机の前端に装着したアームレストなど、障害特性に合わせた作業環境の工夫が見られた。



↑車いす利用者が使用していた机の前端に装着したアームレスト

【障害特性から想定されるリスクへの対策】

- ・ 脊髄損傷者は褥瘡予防の工夫(姿勢を変えるため20分おきにプッシュアップ、ロホクッションを使用して坐骨結節にかかる圧力を分散、褥瘡が生じにくい衣類、例えば、金具の付いていないズボン、縫い目が当たらないよう表裏を逆にした靴下、柔らかい靴などを着用、帰宅後はお風呂で全身を観察し白いタオルで体を拭いて出血がないかを確認)をしており、これらを事業所で共有。



↑ロホクッション*



柔らかい素材の靴

*写真出典

https://www.abilities.jp/fukushi_kaigo_kiki/fukusiyougu/tokozure/roho-wheelchair-cushion

- ・ 精神障害者を行政からの要請で受け入れ、納期に余裕のある仕事を充てることで不安定な通所状況に対応していた。

【作業管理・作業環境管理】

- ・ 一連続作業時間の管理は、作業者任せであった。個々人により適正な一連続作業時間に違いはあるが、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」で規定されている1時間を超える場合も作業者により生じていた。
- ・ ある通所者は、西向き窓に向かってノート PC で作業しており、西日が当たると視環境が悪化する(本人に改善を提案しているが、まだ同意が得られない)。

【その他の配慮】

- ・ ほとんど自家用車通所であるため通所補助費を支払っている。

(4) E 作業所 (総合報告書の作業所④)

調査日：2022年7月25日

調査員：辻村、埴田、嶋川

調査先対応者：主任指導員

【事業所/作業所の情報】

- ・ 作業所(就労継続支援 B 型 80名, 就労移行支援 6名, 生活介護 10名)
- ・ 障害者の主な障害種別：肢体不自由 20名, 聴覚障害 2名, 弱視 1名, 知的障害 40名, 精神/発達障害 40名
- ・ 主な事業内容：文書の校正・印刷、部品製造・組立、野菜の水耕栽培

【事故/災害とその対策】

- ・ 大きなケガを負うような作業時の災害は近年ではない
- ・ 安全衛生への取り組みに関して、作業所と親との

ギャップを埋めるために、保護者見学会及び家族との合同研修会をそれぞれ年に1回実施

- ・発注元から専用工具の提供を受け入れ、独自に工具を工夫



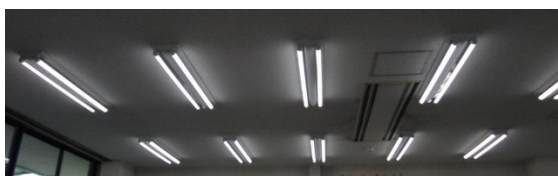
↑部品を取り外しやすくする治具

【障害特性から想定されるリスクへの対策】

- ・知的や発達障害者の精神的な安定のために、ひとりになれる部屋や静かな休憩場所を設置
- ・自己金銭管理や相手の気持ちを押し量るのが苦手な者同士なので、人間関係のことに留意し、もし問題がありそうな場合は、看護師を通じて嘱託医に相談
- ・地域診療所の医師に嘱託医を引き受けてもらっており、当医師は月に一度の自立支援協議会にも参加

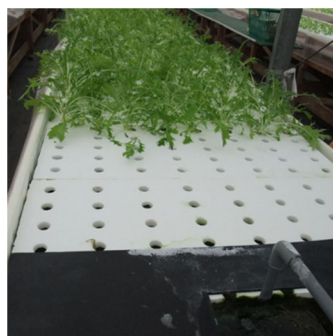
【作業環境】

- ・印刷関連の作業室は一般より多くLED蛍光灯を配置
 - 明るいのでミスの軽減に寄与



↑多数のLED蛍光灯による明るい作業場

- ・水耕栽培の棚は、前かがみを軽減する工夫がなされている（腰痛予防）



↑高さを上げた水耕栽培床

- ・個々の障害者の特性に合わせて作業環境を工夫している



↑足のゆびでパソコンを操作する作業者

【その他の配慮】

- ・部品製造部門では「障害者のやることだから」という言い訳を許さない徹底した品質管理
 - 持続的な受注と高い工賃に寄与
- ・保護者や地域の医療関係者と良好な関係と連携がとれており、早期の問題発見と解決ができていた。明確な方針を立てており、障害者も安心感をもって働いていると感じられた。

(5) F 民間事業所（総合報告書の民間事業所②）

調査日：2022年6月28日

調査員名：嶋川，辻村，埜田

調査先対応者：社長

【事業所/作業所の情報】

- ・主な事業内容：フィルム搬送用ロール芯やコンテナの洗浄・清掃・梱包及びベルトコンベアの組み立て
- ・従業員数，就労退職の状況：障害者とパートを含む38名、障害者8名（知的障害3、精神障害3、難病1、聴覚障害1）、高等養護学校の体験実習後

に就労1名、近隣他社倒産時に受け入れた知的障害者1名、依願退職した精神障害者1名（攻撃的かつ症状抑制薬の服用拒否）

【労災事例・配慮事項】

- ・聴覚障害者のために、フォークリフトにパトライトを装備した→全体に事故が減少した。
- ・重量物移動用のコロが設置されていた。



- ・障害特性に応じて、こまめに声掛けしている
- ・障害特性（精神疾患、てんかん等）の詳細を教えてもらい、雇用や就労後の配慮の相談にのってもらいたい。

（6）G 民間事業所（総合報告書の民間事業所③）

調査日：2022年7月19日

調査員名：嶋川，埜田

調査先対応者：社長

【事業所/作業所の情報】

- ・主な事業内容：プラスチックのリサイクル（シーリング剥がし、粉碎機への材料投入、粉碎されたプラスチック袋の洗浄など）
- ・従業員数，就労退職の状況：障害者とパートを含む48名、障害者7名（知的障害1・パート、就労支援B型作業所から指導員とともに通所する障害者6）

【労災事例・配慮事項】

- ・知的障害のパート従業員はフォークリフト/リフトを運転するが、これまで労災事故なし。
- ・時折の欠勤も、必要最低限の指導で済みます。障害があるからといって特別対応はしないことを心がけている。

（7）H 民間事業所（総合報告書の民間事業所④）

調査日：2022年7月25日

調査員名：辻村，埜田，嶋川

調査先対応者：社長

【事業所/作業所の情報】

- ・主な事業内容：熱処理加工
- ・従業員数，就労退職の状況：障害者を含む常勤11名、知的障害者1名、定年退職した聴覚障害者1名、依願退職した重度知的障害者1名、自主退職した知的障害者1名

【労災事例・配慮事項】

- ・労災事例なし
- ・就労している知的障害者、早くはないがミスなく作業している。
- ・従業員が聴覚障害者とコミュニケーションをとるために、手話パネルを設置した。



- ・聴覚障害者に対し、従業員に手話を身につけてもらい対応した。
- ・依願退職した重度知的障害者は、仕事を覚えられず、対人態度の変動が大きかった。
- ・グループホームに居住していた知的障害者で、グループホーム側の理解が十分でなかったことが要因で自主退職となったケースがあった。

（8）特例子会社

調査日：2022年7月11日

調査員名：辻村，埜田，嶋川

調査先対応者：事業所長

【事業所/作業所の情報】

- ・ 主な事業内容：食品の計量包装・箱詰め梱包作業
- ・ 従業員数，就労退職の状況：常勤健常者9名，障害者21名（知的16，発達4，歩行可肢体不自由1）、知的障害のある従業員のうち1/3程度はグループホームが生活拠点
- ・ 障害の有無に関わらず、安全衛生に配慮した作業環境を構築

【主な配慮事項】

- ・ 従業員が「企業が籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）」の資格を取得
- ・ 作業者の身長に合わせて、段ボール箱計量の秤の高さを変更
- ・ 箱詰め作業で、傾斜台を利用して箱の開口部を手前に傾け物を入れやすくしている
- ・ 計量する重量を視覚的に認識できるようにカラーランプを採用
- ・ 独自の治具が多数あり、作業負担を軽減
- ・ 転倒・衝突・熱中症・切創／刺傷・重量物運搬に関する配慮が多くあった
- ・ 職場と家庭やグループホームの間に連絡日誌をやりとりしている

【作業時の災害例】

- ・ 手動フォークリフトを使用後に所定位置に置かずフォーク部が剥き出しであったところ、そこでつまずき、膝を打撲
→使用しない時には必ず所定位置に置くことを徹底
- ・ 布製シャッターで頭部を打撲
→シャッター真下の手前の地面に「止まるな」の赤い線を引いた
- ・ 急性腰痛発症
→腰痛体操を週1回実施

<作業所を対象とした調査のまとめ>

作業所では、障害特性をよく把握しており、適切な配慮がされていた。それらの良好事例を広く共有することが求められる。一方で、一般企業で通常行われている作業負担軽減策が実施されていなかった。労働現場での良好事例情報を就労系福祉サービスにも伝えていく仕組みが求められている。

<民間事業所を対象とした調査のまとめ>

今回調査した民間事業所の事業主は従業員を大切に思う気持ちが強く、そのことが基本的に高い安全衛生意識となっていた。良い意味で就労障害者を特別視せず、一人一人の従業員に合った心配りができており、障害者への適切な対応と雇用継続に繋がっていた。また、近隣の養護学校教員との連携がうまく取れており、障害者の就労と雇用継続に効果的であった。一方、グループホームで生活している知的障害者において、福祉と労働との間で齟齬が生じ、退職に至った事例もあった。事業所と医療・労働衛生、特別支援学校との連携、また、就労障害者の生活面を含めて相談・指導できる専門家や介入の仕組みなどが求められる。

<特例子会社調査のまとめ>

多数の障害者が働く特例子会社であるため、安全衛生体制・作業の環境や道具・障害者の家族／グループホームとの意思疎通を図る点で、適切で有効な配慮がされていた。本報告書を通じて、作業所や中小規模民間事業所にも良好配慮事項が共有されることを期待する。

<アクションチェックリストと良好事例／改善提案事例集>

本調査結果を踏まえて、労働安全衛生の専門家が配置されにくい作業所や中小規模民間事業所で活用可能な「アクションチェックリスト」（資料 I-2）と「良好事例／改善提案事例集」（資料 I-3）を作成した。

2. 質問フォーム調査

回答事業所は14、回答率は14.6%であった。

Q1. 回答者の役職／立場

「施設長」が13作業所、「生活困窮者就労準備支援担当」が1作業所であった。

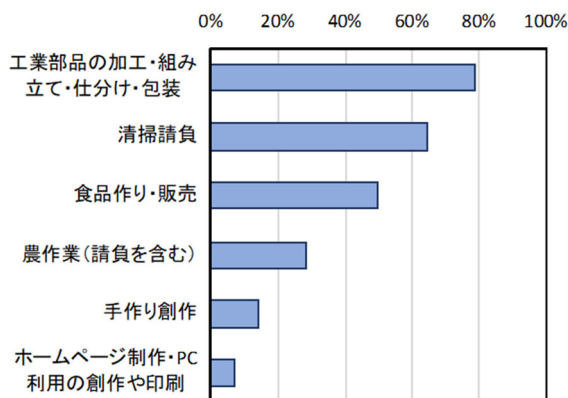
Q2. サービス種別（複数回答可）

作業所が行なっているサービスは、「就労継続支援B型」が最も多く、約8割を占めた。

	n	率
就労移行支援	3	21.4%
就労継続支援A型	1	7.1%
就労継続支援B型	11	78.6%
就労定着支援	1	7.1%
自立(機能・生活)訓練	1	7.1%
生活介護	5	35.7%

Q3. 主な事業内容

工業部品関連の作業が最も多く、続いて、清掃請負、食品関連、農作業（請負を含む）であった。



Q4. 通所者と職員の人数

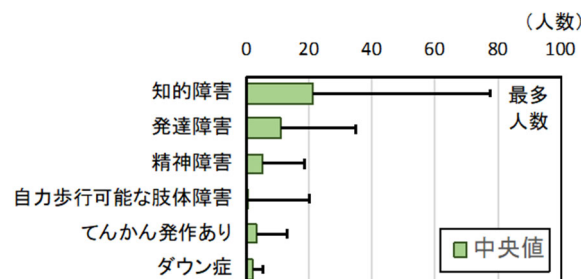
通所者数の中央値は28名であった。大規模な作業所では78名という回答があった。

職員一人あたりの通所者数は、平均で3.5名であった。

Q5. 通所者の障害種別人数

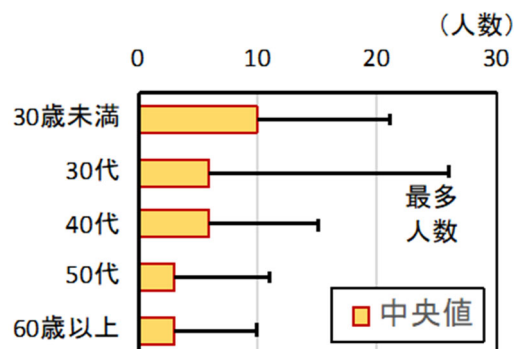
知的障害が最も多く、続いて、発達障害であった。精神障害者を主な対象とする作業所もあった。高次脳機能障害、車いす利用者、移動ベッド利用

者、内部障害、視覚／聴覚障害が1～2名いる作業所があった。



Q6. 通所者の年代別人数

40歳未満が多く、40代が中心である一般就労よりも若い年代が多かった。



Q7. 通所者の作業時間

通所者の作業時間の中央値は、4.2時間（最小2.0時間～最大5.3時間）であった。

Q8. 通所者の通所方法

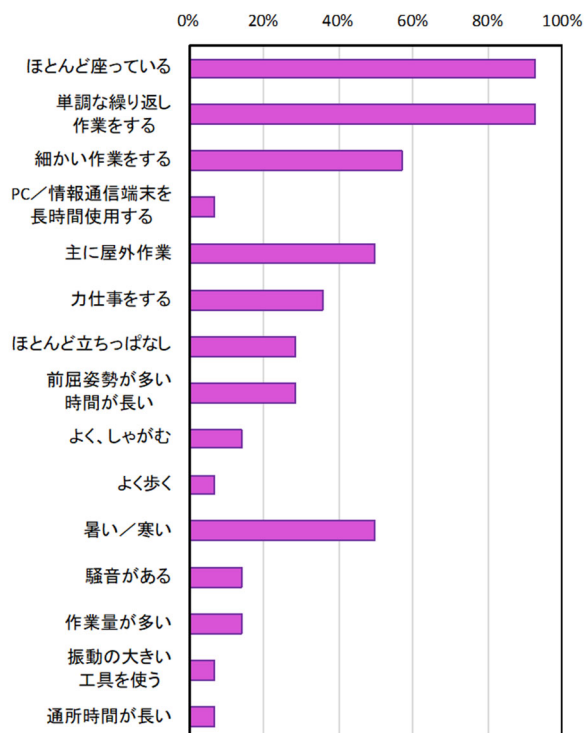
バスによる送迎サービスを行なっている作業所が8割近くあった。

	n	%
送迎バス	11	78.6%
徒歩のみ	10	71.4%
公共交通機関＋徒歩	8	57.1%
利用者運転の自動車／バイク／自転車	9	64.3%
家族等が運転する自家用車	9	64.3%

Q9. 通所者の作業状態

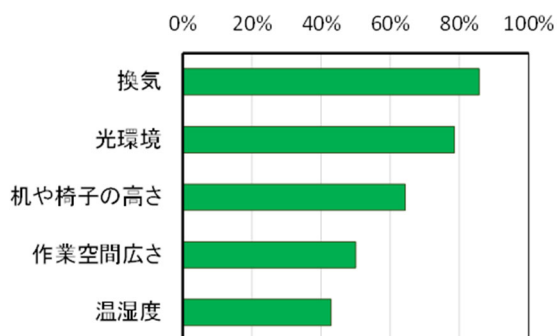
屋内にて座位で単調な繰り返し作業をする状態が最も多かった。一方で、屋外で暑さ・寒さに

さらされながら作業する状態も半数あった。



Q10. 適正な作業環境

コロナ禍の折り、「換気」に気を配っているところが最も多かった。作業空間が適正な広さとの回答は半数にとどまった。



Q11. 工夫している点

{() 内は回答した作業所の数}

[トイレ]

- ・手すりの設置 (4)
- ・ベッド設置
- ・広いスペースを確保
- ・自動点灯/消灯の照明
- ・温熱便座
- ・防寒対策
- ・多目的トイレの前にカーテンを設置

- ・休憩時間以外でも自由に使用可
- ・車いすの方を介助しやすいように身障用トイレの設置
- ・すぐに介助できるようトイレトーパーを丸めてストック

[休憩所]

- ・作業場を片付けて休憩スペースを広く確保
- ・廊下にソファやイスを設置
- ・密にならないよう時間差で休憩
- ・1人になれるスペースの設置
- ・半個室を設置
- ・ソファ等を設置
- ・余暇グッズの設置

[その他]

- ・パーテーションの設置 (2)
- ・マッサージチェアの設置
- ・職員も散らばりながら休憩し、軽く見守り
- ・防犯カメラの設置
- ・ペットボトルキャップのケースの種類を変えている
- ・誰が作業をしても一定の品質で仕上がるような治具を作製し使用

Q12. 災害防止に留意している点

{() 内は回答した作業所の数}

[転倒]

- ・移動に付き添う (3)
- ・絶えず近くに職員
- ・広い移動スペース
- ・不要なものを置かない (2)
- ・コード類を少なくする
- ・フロアの段差を無くした
- ・館内に段差はない
- ・階段に手すりの設置 (2)
- ・少しの手すり
- ・階段に滑り止めテープを設置
- ・外階段には凍結防止のため融雪剤をまく
- ・企業出向時には足場の確保をする

- ・手すりの設置や押し車を使用
- ・洗面所等の水回りにマットの設置
- ・てんかん発作等の転倒リスクがある通所者には肘掛けがある椅子を使用
- ・人の移動が多くなる時間帯には転倒リスクのある通所者の移動タイミングをずらす

[衝突]

- ・部屋、廊下、通路などに物を置かない
- ・館内は歩くように指導
- ・通所者への注意喚起を絶えず行い、職員も見守りながら安全確保に努めている
- ・周りへ注意が向かない通所者の動線の配慮と見守り
- ・衝突が心配な通所者には付き添う
- ・動線や移動時間の調整
- ・対人で相性が悪い通所者がバッティングしないよう休憩時間を分けている

[熱中症]

- ・水分補給 (5)
- ・塩分補給
- ・夏期には塩飴を適宜配布
- ・職員がこまめに水分を補給するように絶えず声掛け (2)
- ・定時の水分補給以外に水分補給を追加
- ・経口補水液・保冷剤を常時置いておく
- ・車での移動時や散歩時は飲料水と塩分タブレットを持参
- ・エアコンでの温湿度調整 (2)
- ・エアコンの利用と気になる通所者は検温
- ・屋外テントの設置
- ・熱中症指数を参考に屋外活動の判断
- ・短時間作業でも休憩導入
- ・こまめな休憩
- ・屋外作業では定められた休憩時間以外にも休憩時間を確保
- ・帽子と汗拭きタオルを必ず着用
- ・ネッククーラー

[切創／刺傷]

- ・救急箱 (絆創膏・傷消毒薬・やけどの薬) 常備 (4)
- ・看護師に連絡
- ・手袋をはめて作業 (3)
- ・危険な場所には近づかないよう配慮
- ・刃物系の物品は鍵付きのところに保管

[腰痛／ひざ痛]

- ・湿布剤を準備 (4)
- ・台車を使用
- ・重い物を持たない
- ・重い荷物は職員が確認
- ・できるだけ同じ姿勢にならないよう動いてもらう
- ・座って作業してもらう
- ・本人状態を把握し配慮
- ・膝痛のある通所者はサポーター等着用を推奨
- ・動作の観察とラジオ体操の実施
- ・毎朝ラジオ体操を実施

[肩こり／上肢痛み]

- ・湿布を常備 (4)
- ・適度に休憩を入れる
- ・通所者からの声があれば内容を確認し必要があれば受診 (2)
- ・ストレッチやラジオ体操
- ・作業時間の中で体操・ストレッチ

[眼の疲労]

- ・通所者からの声があれば内容を確認し必要があれば受診

[重量物の運搬]

- ・コンテナや台車の使用 (3)
- ・カゴ台車の利用
- ・腰痛の通所者には持たせない
- ・とにかく無理をしないよう見守り
- ・職員が確認し適正に配慮

[通所時の交通事故]

- ・ケガについては保険に加入 (2)
- ・労災保険内で
- ・その都度、対応
- ・通所ルートの確認を行い必要があれば職員が付き添い安全確認
- ・送迎車のつけ方 (リスクのある場合、安全な側で乗り降りできるようにコース設定)
- ・家族や支援機関と安全なルートの確認
- ・細心の注意を払って運転 (送迎バス)

[その他]

- ・災害時のリスク回避の方法や連絡などの勉強会をするなど普段から連絡を密にしている
- ・防災時のマニュアル作成
- ・通所者間のトラブルや他害の予防的支援、災害時・傷病時の対応マニュアルの作成
- ・通所時の健康チェック
- ・てんかん発作時の対応や感染症流行時の対応を職員同士で確認する機会を設置
- ・万一の場合は施設が加盟する保険で対応
- ・外部作業時にハチ刺されにあう事があるため事前の現場確認や毒性のある植物への留意
- ・必要に応じて確認

Q13. 通所者の健康に関する配慮

[健康診断]

- ・92.9%が作業所で行なっている (通所者の金銭負担なし)。

[要配慮者の休憩時間]

- ・こまめな休憩
- ・適宜休憩をとれるよう配慮
- ・個人のペースでの休憩許可
- ・長い休憩時間 (その分工賃は出さない)
- ・静養のためのベッド設置
- ・他害のある通所者に関しては付き添い
- ・その時々で応対
- ・法令順守

[通院時間の確保]

- ・通院など必要があれば事業所が配慮 (2)
- ・定期通院は月2回まで工賃を保障
- ・届け出により休業・遅刻・早退・中抜けを許可 (2)
- ・管理者側より必要に応じて声掛け
- ・利用開始前に通院日時を聴取し通所時間と重複しないよう配慮
- ・必ず毎日リハビリ時間を設定
- ・各個人に任す
- ・個別対応

[筋力/視力の低下への定期チェック]

- ・健康診断 (4)
- ・普段と変わらないか常に通所者の様子をチェック
- ・日々の観察で違和感があれば家庭と共有

[その他]

- ・法人内に健康管理委員会設置
- ・観察と面談を通してメンタルケア
- ・歯科検診 (2)
- ・作業所で感染症の集団予防接種実施 (2)
- ・毎日の健康状態等を目視や声掛けで確認
- ・肥満の通所者には毎日体重測定を実施
- ・月1回の体重測定
- ・希望する通所者には毎日の体重測定とグラフを用いての体重管理
- ・糖尿病の通所者のインスリン接種と血糖値の確認
- ・てんかんの通所者は家族と密に連携
- ・配慮が必要な通所者のみ服薬管理
- ・個人個人での通院があり通院後の確認
- ・必要に応じて睡眠時間の確認

Q14. 通所者の安全衛生のための体制や通所者/職員の教育研修の状況

- ・安全衛生推進員の設置
- ・法人内に環境衛生委員会と健康管理委員会を設置し体制等整備

- ・ 定期研修への参加
- ・ 職員が定期的に外部の研修を受講
- ・ 県の研修の利用
- ・ 職員は労働安全の研修に参加
- ・ 月に一度の職員研修を実施
- ・ 防災関連の研修に積極的に参加
- ・ 職員は会員制の配信による研修を用いての勉強会
- ・ 現状研修等の実施はできていない
- ・ 研修はしていないが支援会議等で話し合い
- ・ 季節や不定期で啓発
- ・ 安全衛生としての研修は特にしていないが、場面ごとでリスクを考えて回避の方法を現場で教育
- ・ ヒヤリハット&アクシデントの共有
- ・ 必要に応じて対応
- ・ 他害行為がある通所者には男性職員が対応

Q15. 通所者の事故／災害の事例

- ・ 自転車で通所中、自動車と接触事故 (2) で、怪我なし (1)
- ・ 企業出向へ向かう道中での車両事故で通所者がむち打ち
- ・ 転倒 (階段昇降時、キャスター付椅子に座る時、てんかん発作時、施設外作業時 2)
- ・ 避難訓練の時に普段の様子との違いでテンションが上がって走って転倒
- ・ 転倒による骨折 (車両の乗降時、てんかん発作時、他害による転倒)
- ・ 通所者同士のトラブルより転倒し頭を打った
- ・ カッターナイフで切創 (指先 1・手首 1)
- ・ 他害傾向のある通所者による通所者・職員の被害
- ・ 洗浄作業中に洗浄機で火傷
- ・ 緑化作業時にハチ刺され
- ・ 施設外作業中に猫に噛まれる

<質問フォーム調査のまとめ>

低い回答率ではあったが、手間のかかる記述式質問にも積極的に回答があり、就労障害者に対する安全衛生意識の高い作業所から回答が得られたものと考えられた。

作業所で「はたらく」通所者は、40歳未満で、知的・発達・精神の障害者が多かった。

仕事は、工業部品関連、清掃請負、食品関連が多く、座位で単調繰り返し作業が多かった。

△主に知的・発達・精神の障害者の安寧のための休憩の時間的・空間的な配慮 (他の通所者との接触を減らす・静かな環境を作るなど) がされていた。

△転倒・衝突が多かったことが明らかになったが、そのことに対して、様々な配慮・工夫 (段差をなくす・休憩時間をずらして混雑を避ける・職員が見守るなど) がされていた。

△通所者の安全衛生のための職員の研修は、定期、不定期、現場教育など可能な形で実践されていた。

▼作業空間の広さが適正であったとの回答は半分であった。

▼作業時の災害では、転倒に次いで、通所時の交通事故も大きな問題であった。屋外作業では動物から被害を受けていた。

▼他害傾向のある通所者に苦慮している様子がうかがわれた。

3. 事例紹介

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での調査・介入時期が限られたが、以下の2事例を紹介対象とし、多職種共同の当調査チームとして、対策を検討した。

(1) 事例1

50歳代男性 脳性麻痺 アテトーゼタイプ

【経緯】

約30年間、就労による様々な相談に対し、調査者らが、PC作業環境や車いすの調整、生活場面での工夫などを行ってきた事例。

2022年5月より両足部とアキレス腱痛が強くなり、専門病院と整形外科クリニックを受診するが、痛み止めの注射と服薬のみの対応で症状が改善しないため、白星（理学療法士）に相談があった。

白星が自宅を訪問して、現状をヒアリングした上で機能評価を行い、研究グループで対策を検討した。

【就労状況】

障害者作業所②に週4～5日出勤し、10:00～16:00まで勤務している。主としてパソコン作業に従事。土、日曜日にも障害者団体の仕事などでパソコン作業を1日していることが多い。

【症状】

- ・ 痛みの部位は左右の足関節部
- ・ 立ち上がり動作で足に力がかかると痛い
- ・ 職場でトイレなど立位になる際に、両足の痛みが強く出現する
- ・ じっとしている時も痛みはある
- ・ 自宅での排泄は、四つ這いでトイレに移動している
- ・ 外出先や勤務先では、できるだけ介助を受けずに自分でトイレに行き、立ちたい

【理学療法士による評価】

足部の尖足内反変形が進行し、下肢血流不全が認められた。筋緊張亢進が強くなり、不随意運動も出現頻度が高くなっていった。関節炎、および皮膚循環

障害があり、褥瘡のリスクが高い状態であった。

【対策と実施状況】

対策として以下の3点を提案した。

1) 循環障害に対して、褥瘡予防を目的にフットケア外来の受診を検討する。

→主治医に連絡を取り、状況を説明した上で、訪問看護の指示書を発行してもらうよう依頼、週1回の訪問看護が開始となる。フットケアを受けた日は、痛みが軽減し、よく眠れるという効果が報告されている。

2) トイレ動作など立ち上がり動作、立位保持時の荷重による負荷軽減のため福祉用具（スタンディングリフト、スタンディングアップ機能付き電動車いす）の導入を検討する。

→電動走行・電動スタンディング車いす JOY SW-2 (LACヘルスケア株式会社) のデモンストレーションを実施。



写真出典

<https://www.ing-professional.com/joy-sw-2>

①職場の部屋でJOY SW-2に試乗し、フットレストに足を置いた状態で、立ち上がりを実施。

- ・ 立ち上がり45度ぐらいの傾斜で、足の痛みが生じ、それ以上はアップせずに終了。
- ・ 立ち上がりのときに座面が斜めになるので、体が滑り落ちそうになる。
- ・ JOY SW-2ではまっすぐ立ち上がることや、立ち上がって前傾姿勢をとることは困難なので、そのまま立って排せつはできない。ある程度車いすが立ち上がったなら、自分で立位をとる必要がある。そ

のときにかかる荷重は、手すり保持や、吊り具で免荷しないと、足の痛みが生じる。

- ・ ずり落ちるのを防ぐため膝サポートによる固定が必要だが、仮に JOY SW-2 を使って立位が取れたとしても膝サポートを自ら外すことは困難。

②JOY SW-2 を自分で操作して、トイレに行き、フットレストを外して地面に足を置いた状態で、便器に向かって立ち上がりを試みる。

- ・ 車いすの操作については、慣れれば大丈夫と思われる（対象者が普段使っている車いすが後輪駆動なのに対し、JOY SW-2 は前輪駆動）。
- ・ ある程度座面が上がって、体がずり落ちる前に、手すりを持って立位をとるのは、現時点では困難と思われる。
- ・ JOY SW-2 よりも、座面がそのまま上に上がるタイプのもの、ティルト機能で前傾姿勢が取れるものの方がいいのではないかな。
- ・ 座位のまま座面が上下できるものとしては、Permobil の電動車いすがある。

https://permobilkk.jp/products/power_wheelchairs_by_permobil/

③デモンストレーションの結論

立ち上がりの荷重による足の痛みを軽減するには、免荷する何らかの道具の使用、もしくは、装具の併用が必要と考えられる。

3) 足関節良肢位保持を目的に、夜間又は車いす座位時に使用する装具を作成する。装具は足部底背屈、内外反角度調整が可能なワイヤー付き短下肢装具を検討する。

→完全に固定するのではなく、日常生活上必要な動きを確保し、かつ足の痛みが出ない範囲で可動域を制限する装具を作成中。

【課題】

症状が出現した際に、作業や生活動作による負荷を軽減し、症状の緩和と二次障害予防方法について相談する機関がない。そのため、痛みを抱えながら、

症状が悪化するまで仕事を続けるしか術がない。脳性麻痺、脳血管障害、脊髄損傷などの個別性が高い課題を有する事例に対して、具体的な方策を提供できる専門職のサポート体制が未整備であり、まずは相談窓口の整備が必要である。

(2) 事例2

男性 進行性筋ジストロフィー

【経緯】

訪問調査において、「トイレ内の手すり位置が自分には適切でなく、車いすから便座への移乗で床に転落する事がある」との訴えあり。作業所スタッフも気づいていなかった。

【検討事項】

- ・ 便器の前に、跳ね上げ型手すりの設置の提案（当事者から）
- ・ 車いすからトイレへの移乗ではトイレの床に手をつく方法をとっており、衛生面でも望ましくはない
→理学療法士による身体機能評価を行い、職場環境も考慮しつつ、補助具等の利用も含めて、改善策を検討する。

D. 結論

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、調査が予定通りには進行しなかったものの、全体を通じて、本研究公募時に「求められる成果」として示された、

- ・ 主に身体障害や知的障害を伴う労働者に配慮した職場改善事例、必要な配慮事項等に係る調査と分析
 - ・ 主に身体障害や知的障害を伴う労働者に配慮した職場改善、作業管理等の取組事例の収集
 - ・ 主に身体障害や知的障害を伴う労働者の安全と健康確保のための配慮事項のとりまとめ
- は、達成することができた。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

本調査結果の一部は、日本社会医学会（2022年8月）及び日本産業衛生学会（2023年5月）にて報告した。

G. 知的財産権の出願・登録

なし

(資料 I-1)

滋賀県下の(福祉就労)作業所の皆さま

「障害のある人がはたらく作業所の安全衛生」調査協力をお願い

辻村裕次, 北原照代(滋賀医科大学)

嶋川昌典, 埜田和史(びわこリハビリテーション専門職大学)

白星伸一(佛教大学), 鈴木ひとみ(京都先端科学大学)

協賛

滋賀県社会就労事業振興センター および 滋賀県社会就労センター協議会

2016年に施行された「障害者差別解消法」では、はたらく障害者に対する合理的配慮が求められています。はたらく障害者の安全衛生のためには、個々の障害特性に配慮した対応が必要となります。しかし、具体策を策定するための知見が蓄積されていないため、有効な配慮事項が未だ示されていません。

私たちはこれまでに、身体に障害のある方々の『二次障害』について、実態把握とその予防、発症の遅延・軽症化のための調査研究を行ってきました。災害事故や二次障害は障害の個別性と作業環境との不整合を要因とする場合が多いことが明らかになっています。そこで、作業所での安全衛生のこと、はたらく障害者の状況、過去に起きた災害事故などを把握することを目的に、アンケート調査を行います。本調査は厚生労働省科学研究費を受けて実施し、調査結果は、はたらく障害者の安全衛生に関する施策に反映されます。つきましては、次のような項目に対する調査へのご協力をお願いします。

【質問内容】

- ・作業所のこと

(サービス種別、事業内容、利用者と職員の人数、作業時間)

- ・利用者のはたらき方や通所方法
- ・作業所の環境や安全配慮事項
- ・これまでに起きた災害事故

なお、調査により得られた情報は研究目的以外に利用せず、また、調査票は当研究室の責任において厳重に管理することを約束いたします。

【回答の URL と QR コード】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfLXx70oROreZ3NaSPJFRxbOVSIW6Zc-EWgPqUYRyZcC8uNvw/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0>



【連絡先】

〒520-2192 大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学 社会医学講座 衛生学部門

辻村 裕次 TEL 077-548-2187

E-mail: hiroty@belle.shiga-med.ac.jp

「障害のある人がはたらく作業所の安全衛生」調査の説明文書の内容を理解した上で、調査への協力を同意し、このアンケート用紙に回答していただけますか？

「同意する」または「同意せず」について公表されることはありません。回答への同意は、貴作業所の意思でお決めください。

下の該当する項目の に を付けてください。

同意し、回答します。 同意せず、回答しません。

(以下の回答は不要です)

Q1. あなた（=回答者）の役職／立場をお答えください。

施設長

事務局長

指導員（職員）

利用者リーダー ⇒（Q1-1）雇用契約は？ 1. あり 2. なし

その他： _____

Q2. 貴作業所が行っているサービス種別はどれですか？（複数回答 可）

就労移行支援

就労継続支援 A 型

就労継続支援 B 型

就労定着支援

自立（機能・生活）訓練

生活介護

無認可作業所

その他： _____

Q3. 主な事業内容は何ですか？（複数回答 可）

工業部品の加工・組み立て・仕分け・包装

食品作り・販売

縫製

手作り創作

ホームページなどの制作・PC 利用の創作や印刷

清掃請負

農作業（請負を含む）

その他： _____

Q4. 利用者と職員の人数は？

利用者： ____名

常勤の健全者職員： ____名

常勤の障害者職員： ____名

パート： ____名

Q5. 利用者の障害種別と人数は？（重複している人を含めて、すべて書いてください）

知的障害： ____名

発達障害： ____名

精神障害： ____名

ダウン症： ____名,

てんかん発作あり： ____名

高次脳機能障害： ____名,

自力歩行可能な肢体障害： ____名

自走車いす利用者： ____名

電動車いす利用者： ____名

移動ベッド利用者： ____名,

内部障害： ____名,

視覚障害（聴覚障害なし）： ____名

聴覚障害（視覚障害なし）： ____名

視聴覚重複障害： ____名,

その他： _____

Q6. 利用者の年代別人数を教えてください。

30歳未満： ____名, 30代： ____名, 40代： ____名, 50代： ____名,

60歳以上： ____名

Q7. 作業時間は？

<利用者> 作業時間 ____ : ____ ~ ____ : ____, 昼休み ____ : ____ ~ ____ :

利用者の昼休み以外定時休憩 なし | ____ : ____ ~ ____ :

<職員> 勤務時間 ____ : ____ ~ ____ :

Q8. 利用者の通所方法は？

徒歩のみ

公共交通機関＋徒歩

利用者運転の自動車／バイク／自転車

家族などが運転する自家用車

送迎バス

その他： _____

Q9. 利用者の作業状態を教えてください（複数回答可）。

よく歩く（1日におよそ1万歩以上）

主に屋外作業

力仕事をする

長時間、コンピューター／情報通信端末を使用する

化学物質を取り扱う

操作・取り扱いの難しい設備や道具を使う

振動の大きい工具を使う

ほとんど立ちっぱなし

ほとんど座っている

細かい作業をする

単調な繰り返し作業をする

前屈姿勢が多い／時間が長い

よく、しゃがむ

身体をねじることが多い

暑い／寒い

騒音がある

作業量が多い

一日の休憩が少ない／短い

通所時間が長い

その他： _____

Q10. 利用者の作業環境は適正ですか？ 改善が必要な場合は問題点を記入してください。

- 机や椅子の高さ：適正 | 要改善 ⇒ _____
- 作業空間広さ：適正 | 要改善 ⇒ _____
- 温湿度： 適正 | 要改善 ⇒ _____
- 光環境： 適正 | 要改善 ⇒ _____
- 換気： 適正 | 要改善 ⇒ _____

Q11. 利用者に対して、環境・設備・道具の面で工夫している点を教えてください。

- トイレ： _____
- 休憩場所： _____
- その他： _____
- _____
- _____
- _____

Q12. 作業所に関わって、利用者の災害などの防止に留意していることを教えてください。

- 転倒： _____
- 衝突（人と人，人と物）： _____
- 熱中症： _____
- 切創／刺傷： _____
- 腰痛／膝痛： _____
- 肩こりやひじ／手首／手の痛み： _____
- 眼の疲労： _____
- 重量物運搬： _____
- 通所時の交通事故： _____
- その他： _____

Q13. 利用者の健康に関して、配慮していることを教えてください。

• 健康診断を作業所単位で実施（行政サービスや外部機関の利用を含む）：

1. いいえ 2. はい ⇒ 利用者の金銭負担は？ 1. あり 2. なし

• 要配慮者の休憩時間： _____

• 通院（診療／リハ）時間の確保： _____

• 筋力／視力などの低下に対する定期的なチェック： _____

• その他： _____

Q14. 利用者の安全衛生のための体制や利用者／職員の教育研修の状況を教えてください。

Q15. 今後や他の作業所での災害防止のために、これまでにあった利用者の事故／災害を教えてください。

以上です。

福祉的就労/民間事業所 アクションチェックリスト（環境改善ヒント集）

作業所名： _____， 点検日： _____， 点検者： _____

障がいのある人たちが、安全でいきいきと働くことができるように！！！！

このアクションチェックリストには、あなたの事業所環境の整備や障がいのある人たちの就労継続を支援するために、有用な改善策が盛り込まれていますので参考にしてください。

【A. 事故・傷病の予防と災害時の対応】

1	作業場を明るくするために、照明を増やす／明るい照明器具に変更する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
2	段差のあるところを点検し、解消する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
3	滑りやすいところ（床や階段）に、滑り止めを敷くなどの対策を実施する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
4	運搬する荷物には、重量を明示する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
5	機械に装備された刃物や針・道具にある鋭利な箇所・機の角の周囲に、ケガをしないよう防護具材を取り付ける	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
6	刃物や危険な道具・薬剤は、作業者が保管場所から勝手に持ち出さないように、適切に管理する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
7	コンクリート製の床の作業場では、断熱材などにより足元の冷えを防ぐ	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
8	熱中症の予防のために、水分・塩分の補給と、こまめに休憩をとる	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難

9	暑い季節での昼間の屋外作業は、できるだけ避ける	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
10	屋外作業では、事前に危険箇所（足場が悪いところ、スズメバチの巣など）を点検しておく	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
11	通所／通勤の経路や手段を点検し、安全な通所／通勤を確保する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
12	自然災害発生や火災などの緊急時に対応できるよう、訓練や避難通路の確保など、日頃から準備を整える	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
13	服薬（てんかん・精神疾患など）や定期的な休憩の必要な人が確実にできるよう、声掛けなどで支援する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
14	診療やリハビリテーションが必要な人には、通院などの時間に配慮する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
15	進行性疾患をもつ人では定期的に健康状態と活動能力をチェックしておき、変化に適応する対策を立てておく	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
16	突発的な事故や症状の発生に備えて、対応方法（対処する人員や連絡先）をあらかじめ決めておく	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難

【B. 環境を整備する／作業をやりやすくする】

1	整理整頓や必要な作業台・収納棚の導入により、作業空間を広げる	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
2	椅子・机・作業台の高さを個人に合わせて調整する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難

3	手での持ち運びを減らすために台車を使う	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
4	荷物運搬の上下移動を減らすために、キャスター付きワゴンを導入する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
5	重量物運搬のためにフォークリフターを導入する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
6	ネジ締め作業では、リールで吊り下げて重量負荷をなくした電動ドリルを使う	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
7	箱詰め作業では、物を入れやすくするために、傾斜台を利用して箱の開口部を手前に傾ける	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
8	大きな文字やイラスト入りの指示書・手順書を見えやすいところに張り出す	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
9	トイレを使いやすくする（広くする、手すりを設置、自動的に点灯消灯する照明、ベンチの設置など）	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
10	視聴覚が過敏な人や、他人との密状態が苦手な人でも、落ち着いて作業できる空間を用意する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
11	聴覚過敏のある人には、耳栓やイヤーマフの利用を認める	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
12	個人の特性に合わせて、仕事の計画を立てる／一連続作業時間を設定／休憩回数を増やす／休憩時間を延ばす	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難

【C. 健康を保持し、良好な人間関係を築く】

1	休憩時間を人によってずらして、混雑を避ける	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
2	静かで一人になれる、または、横になれるような休憩場所を作る	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
3	人間関係を把握し、必要な措置（気の合わない人同士を同職場にしないなど）を講じる	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
4	家庭やグループホームとの連絡ノートを活用し、本人の関係者とも意思疎通を図る	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
5	こまめにあいさつしたり、お礼を言うように、日頃からみんなが意識する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
6	送迎などで家族と顔を合わす際に、あいさつや少しのことでも情報交換を行う	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難
7	主治医と連携し、症状の出やすい季節や状況、将来の病状変化・必要とする治療・活動能力低下を把握する	<input type="checkbox"/> 採用する <input type="checkbox"/> すでに実施 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 実施が困難

(資料 I-3)

障がいのある人たちが、安全でいきいきと働くことができるように！！

良好事例/改善提案事例集

障がいのある人たちが働く事業所ですでに取り組みられている良好事例、および調査*における改善提案事例を紹介します。別途作成した「アクションチェックリスト（環境改善ヒント集）」とともに活用してください。

研究調査者

辻村裕次，北原照代（滋賀医科大学）

嶋川昌典，埜田和史（びわこリハビリテーション専門職大学）

白星伸一（佛教大学），鈴木ひとみ（京都先端科学大学）

* 厚生労働科学研究費補助金受け実施した「障害をもつ労働者の労働災害の実態把握と安全衛生対策の確立に資する研究」（21JA0301、令和3～4年度）

※本事例集では、すでに取り組みれていた良好事例を青字、今回の調査時における改善提案事例を緑字で示します。

【A. 事故・傷病の予防と災害時の対応】

- より多く LED 蛍光灯を配置して、作業場を明るくする
→明るいのでミスの軽減に寄与



- 聴覚障害者が通所しており、視覚情報が重要なため建物内を全体に明るくする

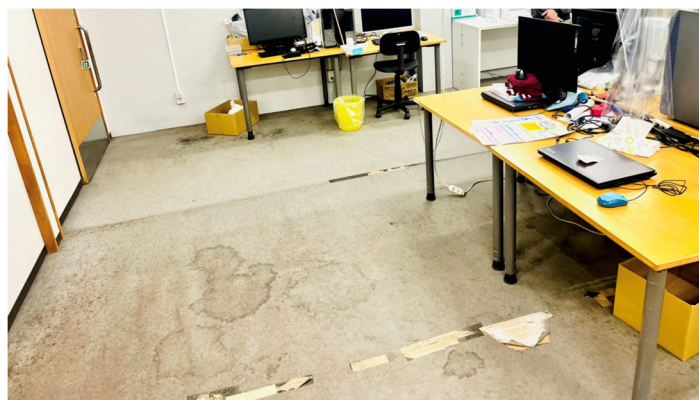


明かり取り窓付き天井



窓が大きく明るい作業場

- 聴覚障害者の対人・対物の衝突リスクに対し、注意喚起の貼り紙をする
- 視覚聴覚重複障害者には、貼り紙だけでは不十分であり、角のある物にカバーをしたり、角を丸くしたりする
- 聴覚障害者が危険を察知しやすいよう、フォークリフトにパトライトを設置
→作業所全体で事故が減少
- 通路は、段差がなく広い空間を確保する



- 業務用ミシン使用時、ミシン針へ手指が引き込まれる事故を防止するため、上下可動部の手前に「ニードルガード」設置を提案



ニードルガード



ミシンへのガード設置

- カッター使用による切創防止のため、刃先にカバーが付いたカッターや、安全な持ち方や固定具の利用を提案
- 刃物や危険な道具・薬剤は、作業者が保管場所から勝手に持ち出さないよう、適切に管理する
- 通勤時の事故のリスクとして、駅から作業所までの間にある比較的交通量が多いトンネル内の通行が挙げられた
 - 歩道幅が1m程しかなく、車椅子だと他の歩行者とすれ違うことができない
 - 段差があり、歩道から簡単に降りることができない
 - 雨が降った時に水が流れるように歩道に傾斜がついているので、車いすを操作する時に片方の腕に負担がかかる
 - 対面からベビーカーが来ることもあるので、その時は車道を通ることになる
 → 周辺住民も困っており、要望書を通して市への対応を依頼
 通所／通勤の経路や手段を点検し、安全な通所／通勤を確保する



- 筋力低下が進行する通所者から「トイレ内の手すり位置が自分には適切でなく、車いすから便座への移乗で床に転落する事がある」との訴え
 - 便器の前に、跳ね上げ型手すりの設置の提案（当事者から）
 - 進行性疾患や加齢による身体機能低下が懸念される 40 代後半以降の障害者には、定期的に身体機能を評価し、適宜、職場環境などを調整する（対策検討中）

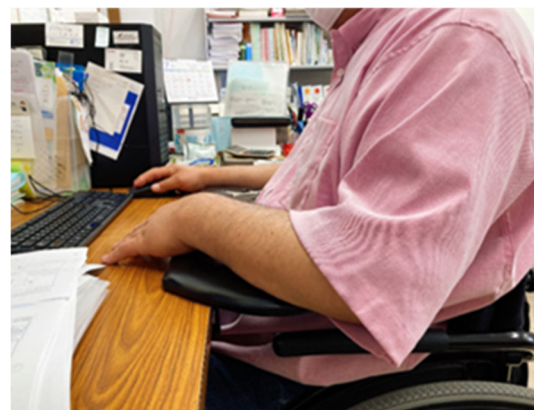
【B. 環境を整備する／作業をやりやすくする】

- 床がコンクリートで足元が冷えるので、タイル型フロアクッションを敷く
- 熱中症対策として、スポットクーラーの設置、給水タイムの導入など
- 長時間同じ姿勢で座っての作業は、腕や肩や腰に負担がかかるので、個々の障害特性に合わせて作業環境を工夫する
 - 椅子／机の高さを調整
 - PC モニターの高さを調整
 - 操作しやすい入力デバイスの利用
 - 上腕が下垂できるように高さを調節できる作業机の利用
 - 仰臥位作業者の眼に天井設置の照明光が直接入らないようシェードの設置
 - 西向きの窓に向かっての PC 作業は、西日が当たると視環境が悪化するので、作業する向きを変える



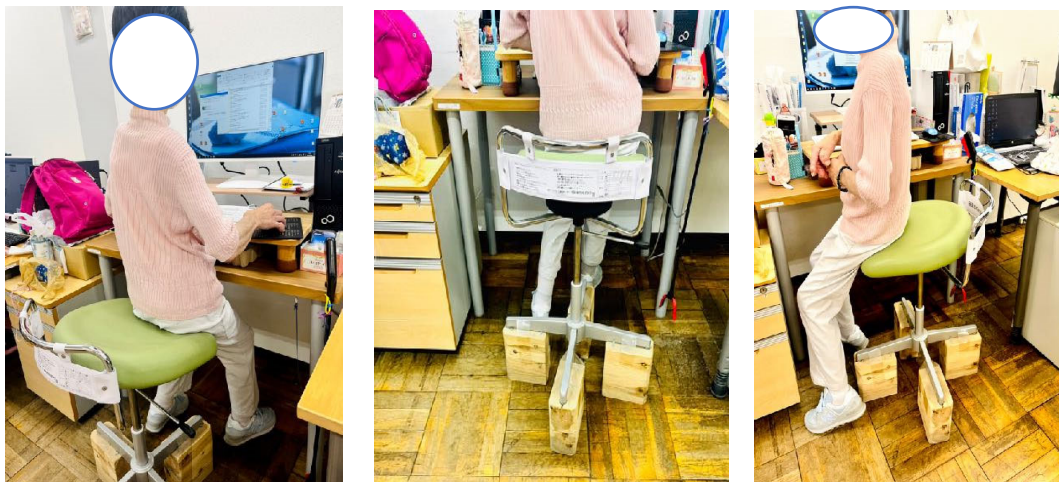
足の趾でパソコンを操作する作業者

- 車に入れて運びやすく移動面では優れている車いすは、背もたれが低くできており、作業椅子としては不向きである。また、車椅子に取り外しできる背もたれもあるが、PC 作業を行うには不安定。
→車いす利用者が使用する机の前端にアームレストを装着して、体幹支持を工夫



- 障害の特性上、関節の可動域が少ない希少難病の事例。座り続けることの負担が大きい。

→座位の負担を軽減するため、過去の介入で作成した特殊な椅子を使用。この椅子は、座面への体重のかけ方を変えることで座面の角度が変わる。そのため、作業中、同じ場所に圧力がかかり続けることを防ぐことができる。揺れによる転倒リスクも考えられたが、以前使用していた小さく硬い水平座面の椅子よりも安全で安心感があるとのことであった。



- 脊髄損傷者用座位で長時間仕事をする時、腰背部や臀部に褥瘡が発生するリスクがあるので、予防の工夫を事業所で共有する

- 姿勢を変えるためにプッシュアップを行う（20分おきに全身を持ち上げて姿勢を変える。ただし、上肢への負担は大きい）
- ロホクッションという車椅子クッションを使用し、坐骨結節以外の接触面の圧力を上げて、坐骨結節にかかる圧力を分散する（肛門に圧力がかかりすぎると、気づかないうちに痔が発生することもあり注意を要する）
- 褥瘡が生じにくい衣類を身につける
 - ◇ シワがでにくい衣類、金具などがついていないズボン、靴下の縫い目でも褥瘡ができるので靴下を裏返して履く、靴は柔らかいものを選ぶ、など
- 帰宅後は、お風呂で全身を観察し、白いタオルで体を拭いて出血がないかを確認



ロホクッション*1

*1 写真出典

https://www.abilities.jp/fukushi_kaigo_kiki/fukusiyougu/tokozure/roho-wheelchair-cushion



柔らかい素材の靴

- 腰痛予防対策として、製造業にて重量物移動用のコロが設置されている
- 腰痛予防研修の提案
- 菓子製造作業にて、床に置いた 10kg の袋を持ち上げて練り機へ小麦粉を投入
→足踏み昇降式高さ可変台車の利用を提案



重量物移動用のコロ

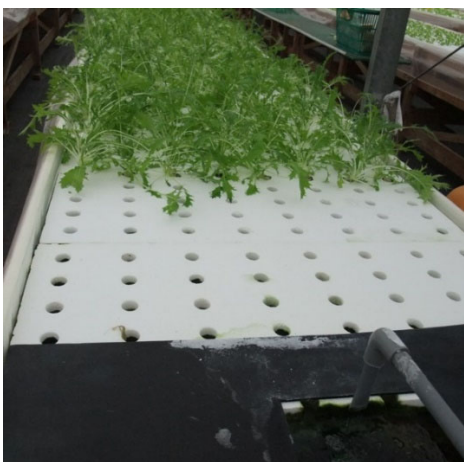
*2 写真出典

<https://www.products.hanaoka-corp.co.jp/product-page>



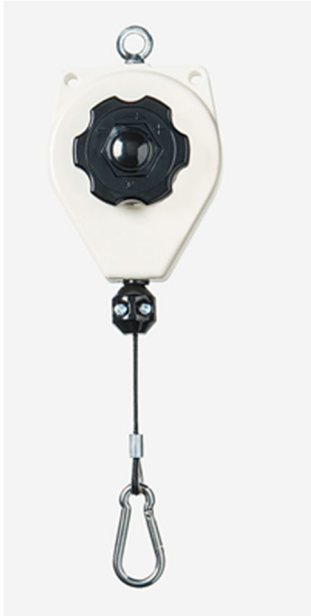
足踏み昇降式高さ可変台車*2

- 水耕栽培作業にて、腰を曲げずに管理作業できるよう、床の高さを上げている



←高さを上げた水耕栽培床

- 菓子製造作業にて、長時間の立位や断続した体幹前屈が見受けられるが、個人の身長に合わせた作業台の調整は困難
 - 足を広げて立ったり、姿勢をこまめに変えたりして対応
 - 作業前の体操・作業中に、個々でのストレッチを実施
- 手持ち電動ドリルを使用したワッシャー取り付け作業では、肘を挙上して反復作業を実施
 - 2 時間行ったら別の作業をするなど、長時間の連続しないようにする
 - 上肢の負担を軽減するため、吊り下げ工具用リール（スプリングバランサー）の導入を提案
 - 肘を挙げすぎないドリルの持ち方を提案

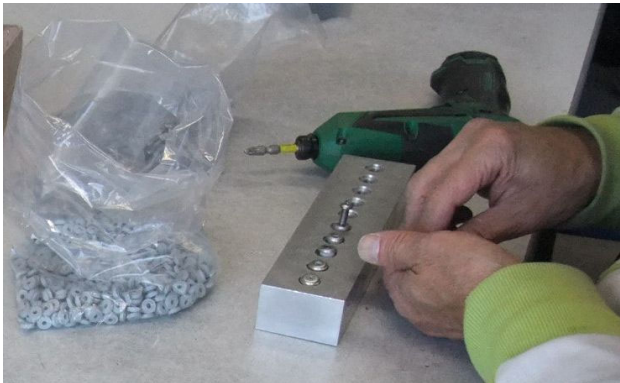


スプリングバランサー*³でドリルを吊り下げ、保持

*3 写真出典

<https://www.endo-kogyo.co.jp/japanese/product/balancer/index.html>

- 治具を利用して作業をやりやすくしている
- 発注元から専用工具の提供を受け、独自に工具を工夫している



ワッシャー取り付け作業での部品固定専用治具

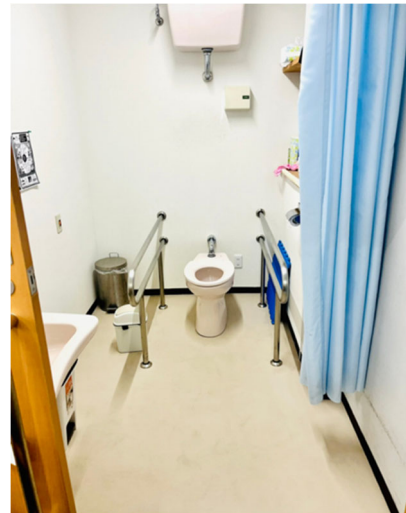


部品を取り外しやすい治具

- トイレを使いやすくする工夫として、車いす利用者が使用しやすい幅の広いトイレと、不安定歩行の利用者が安全に使用できる（掴むところが多いので転倒防止になる）幅の狭いトイレの2種類を設置
- トイレ内にベンチを設置（障害者、介助する職員ともに利用）



幅の広いトイレ



幅の狭いトイレ

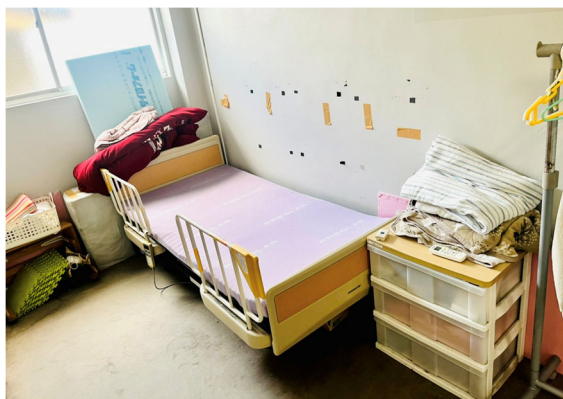


トイレ内に設置されたベンチ

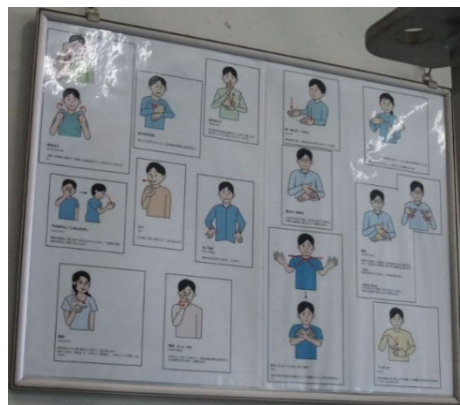
- 大きな文字やイラスト入りの指示書・手順書を見やすいところに掲示する
- 視聴覚が過敏な人や、他人との密状態が苦手な人が落ち着いて作業できる空間を確保する
- 聴覚過敏のある人に、耳栓やイヤーマフの利用を認める
- 個人の特性に合わせて仕事の計画を立てる、能力に応じた作業ができるように工程を調整する
- 補聴器を付けている聴覚障害者にとっては、小さな音でもうるさく聞こえてしまう場合があるので、足音が気にならないよう、施設内では、通所者は足音の小さいスリッパ等に履き替えている

【C. 健康を保持し、良好な人間関係を築く】

- 休憩室は、適宜休憩を必要とする人がベッドで横になれるよう配慮
- 従業員が聴覚障害者とコミュニケーションをとるために手話パネルを設置
- 聴覚障害者に対し、従業員が手話を習得して対応する



ベッドで横になれる休憩室



手話パネル

- 精神的な安定のために、一人になれる部屋や静かな休憩場所を設置
- 職場と家庭やグループホームとの間で連絡日誌にて意思疎通を図っている
- 自己金銭管理や相手の気持ちを推し量るのが苦手な者同士なので、人間関係のことに留意し、もし問題がありそうな場合は、看護師を通じて嘱託医に相談
- 精神障害者を行政からの要請で受け入れ、納期に余裕のある仕事を充てることで不安定な通所状況に対応
- 障害全般への配慮
 - 障害の特性に応じて、管理者から作業員へ適宜「声掛け」を行う
 - 安全衛生への取り組みに関して、作業所と親とのギャップを埋めるために、保護者見学会と家族会との合同研修会も年に1回実施
 - 地域診療所の医師に嘱託医を引き受けてもらっており、当医師は月に一度の自立支援協議会にも参加
 - 保護者や地域の医療関係者との良好な関係と連携により、早期の問題発見と解決が可能
 - 近隣の養護学校教員との連携は障害者の就労と雇用継続に効果的
 - 部品製造部門では「障害者のやることだから…」という言い訳を許さない徹底した品質管理を行うことで、持続的な受注と高い工賃に寄与
 - 事業所として明確な方針を立てていることにより、障害者が安心感をもって働ける
 - 進行性疾患障害者の体調などへの配慮がわからない
→主治医との連携により解決の可能性があることを助言

【特例子会社での実践例】

- 主な事業内容：食品の計量包装・箱詰め梱包作業
- 知的障がいのある従業員（16名）のうち 1/3 程度がグループホームを生活拠点としている
- 障害の有無に関わらず、安全衛生に配慮した作業環境を構築

＜主な配慮事項＞

- 従業員が「企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）」の資格を取得
- 作業者の身長に合わせて、段ボール箱計量の秤の高さを変更
- 箱詰め作業で、傾斜台を利用して箱の開口部を手前に傾け物を入れやすくしている
- 計量する重量を視覚的に認識できるようにカラーランプを採用
- 独自の治具が多数あり、作業負担を軽減
- 転倒・衝突・熱中症・切創／刺傷・重量物運搬に関する配慮が多い
- 職場と家庭やグループホームの間で連絡日誌をやりとりしている

＜作業時災害例＞

- 手動フォークリフトを使用後に所定位置に置かずフォーク部が剥き出しであったところ、そこでつまずき、膝を打撲
→使用しない時には必ず所定位置に置くことを徹底
- 作業時災害例：布製シャッターで頭部を打撲
→シャッター真下の手前の地面に「止まるな」の赤い線を引いた
- 作業時災害例：急性腰痛発症
→腰痛体操を週 1 回実施

就労障害者における安全衛生の実態—良好配慮事例と問題点および課題—

○辻村裕次、北原照代(滋賀医大・衛生学)、嶋川昌典(びわこリハ大・作業療法学)、白星伸一(佛教大・理学療法学)、鈴木ひとみ(京都先端科学大・看護学)、埴田和史(びわこリハ大・作業療法学)

【目的】 就労障害者の安全衛生対策には、障害者の心身機能と作業方法・環境の双方の同時評価と、作業関連災害事故の実態把握が不可欠である。そこで、我々は就労障害者の安全衛生におけるリスクの低減策立案のための情報取得を目的として、障害者が働いている事業所を訪問調査した。

【方法】 就労障害者の安全衛生に関する経験が豊富な多職種(医師、理学/作業療法士、看護師、人間工学専門家)調査チームを編成した。滋賀県内で、福祉的就労の場である「作業所」と滋賀県中小企業家同友会の協力を得て調査への同意が得られた民間事業所を訪問した。調査事項は、事業所の安全衛生管理・障害者が働く職場の環境(作業空間、使用機器適性、温湿度、照度)・作業態様(重量物の取り扱いや姿勢)とした。職場の観察および管理者と就労障害者から災害事故例や作業に関する聴取を行った。

【結果と考察】 2021年度は、4箇所(2作業所、2民間事業所)を訪問調査した。

- A 作業所(就労継続支援B型作業所、利用障害者27人・障害者の職員5人、主として聴覚障害者)
主な事業内容は縫製、菓子製造、下請け軽作業。聴覚障害者は視覚情報が重要なため建物内が全体に明るかった。また、対人対物の衝突リスクに対し、注意喚起の貼り紙や角のある物にはカバーや角を丸くする工夫がされていた。作業所として民間の損害保険に加入している。一方、手持ち電動ドリルを使用したワッシャー取り付け作業では肘挙上で反復して作業していた。菓子製造室では長時間の立位や断続した体幹前屈での作業が観察され、床に置いた10kgの袋を持ち上げて練り機へ小麦粉を投入する際の負担が訴えられた。一般企業で実施されている軽労化のノウハウが共有されていなかった。
- B 作業所(就労継続支援B型作業所、利用障害者26人、主として車いす利用者)
主な事業内容はパソコン作業(ウェブページ作成、各種校正・印刷)。椅子の高さ調整や、仰臥位作業者の眼に照明光が直接入らないようシェードを設けるなど、障害特性に合わせた作業環境の工夫が観察された。しかし、一連続作業時間の管理は作業員任せであった。作業所として民間損害保険への加入を考えているが実現していない。一方、筋力低下が進行する障害者から「手すり位置が自分には適切でなく、便座への移乗で床に転落する事がある」との訴えがあった。障害者の排泄に関わる問題は事業者側が把握しにくく、当転落の問題も本調査で初めて明らかになった。進行性障害がある作業員には、定期的に身体機能を評価し、適宜、職場環境等を調整することが求められる。また、通勤経路で車両通行量の多い道路の歩道が狭くて車いす利用者が車道を通らねばならないところがあり、長年自治体に対処を求めているが未だ改善されていないことも判明した。
- C 事業所(民間会社、就労障害者4人…知的障害、精神障害、内部障害、肢体不自由各1名)
主な事業内容はバネの設計と製造(金型加工・プレス成形などを含む)。総従業員数50人未満。事業主の安全衛生の意識が高く、毎月、勉強会と安全パトロールを実施している。業務内容から、切創/刺傷、腰痛などが多いが、障害者の労災事例はない。本調査において、病状が進行している障害者の就労継続に関して、主治医との連携の必要な事例が認識された。また、障害者雇用継続に関して、就労障害者への支援制度や相談機関はあるものの、事業所の観点から相談/指導できる専門家や介入の仕組みがないことが判明した。
- D 事業所(民間会社、就労障害者5人…身体障害4級2人/6級1人、知的障害2人)
主な事業内容は、建機の外装部品・手すり・エンジンの塗装、取引先工場内での塗装ライン請負。総従業員数324人。毎月、安全衛生委員会で職場巡視し産業医に報告。常時、従業員からの「改善提案」の受入れを周知している。業務内容から切創/刺傷、腰痛などが多く、事業所として腰痛予防研修の必要性を認識している。現在就労している障害者(行動障害はなく、業務遂行に十分な理解力がある)に対する配慮は特にしておらず、労災も発生していないとのことであった。

【結論】 作業所では障害特性に応じて様々に配慮されていたが、一般企業で通常行われている負担軽減策が実施されていなかった。調査した民間事業所は両社とも安全衛生の意識が高く、障害者からの相談に適切に対応していた。障害者雇用継続に関して、就労障害者に配慮しつつも事業所の観点から相談/指導できる専門家や介入の仕組みが必要と考えられた。調査の継続による情報のさらなる集積が必要と考える。

謝辞: 本調査は、厚生労働科学研究費補助金「障害をもつ労働者の労働災害の実態把握と安全衛生対策の確立に資する研究(21JA1004)」を受けて実施した成果の一部である。本調査にご協力くださった皆様にご感謝致します。

【開示すべき利益相反(COI)】 無、**【軍事関連研究助成】** 無

E-mail:hiroty@belle.shiga-med.ac.jp

障害者の雇用促進と就労継続のために民間企業として必要な事は何か

辻村裕次¹, 嶋川昌典², 埤田和史², 白星伸一³, 鈴木ひとみ⁴, 北原照代¹

¹⁾ 滋賀医科大学・衛生学、²⁾ びわこリハビリテーション専門職大学・作業療法学科、

³⁾ 佛教大学・理学療法学科、⁴⁾ 京都先端科学大学・看護学科

【目的】 一般に障害者はその障害特性により通常の作業方法・環境に適応することが難しい場合があり、個々の障害に配慮した安全衛生策が必要となる。そのために障害者の心身機能と作業方法・環境の双方の評価及び労働災害事故の実態把握が不可欠である。本調査は就労障害者に適応した安全衛生策立案のための情報取得を目的とした。

【方法】 滋賀県中小企業家同友会の協力の下、調査への同意が得られた 6 民間事業所を訪問した。障害者への配慮を含む安全衛生管理、障害者の就労と退職の状況、災害事故例を聴取した。

【結果】 表に 5 事業所の訪問調査結果のまとめを示した。表に載せなかった 1 社は特例子会社で、特別包装食品の袋詰め・箱詰め・梱包の業務をしている。常勤健常者 9 名、障害者 21 名 [知的 16, 発達 4, 歩行可肢体障害 1]。事故 2 事例は、1) 手動フォークリフトを使用後に所定位置に置かずフォーク部が剥き出しであったところ、そこで躓き膝を打撲→使用しない時には必ず所定位置に置くことを徹底；2) 布製シャッターで頭部を打撲→シャッター真下の手前の地面に「止まるな」の赤い線を引いた；労災腰痛発症→腰痛体操を週に 1 回実施。配慮事項は、グループホーム (GH) から出勤してくる障害者がほとんどで同じ GH の従業員は職場では顔を合わせないように配慮；職場と家庭や GH の間で連絡日誌のやりとり；計量では重量を視覚的に認識できるようにカラーランプを採用；段ボール箱計量の秤の高さを作業により変更；独自の作業治具多数；転倒・衝突・熱中症・切創／刺傷・重量物運搬に関する配慮あり；従業員がジョブコーチ等の資格を取得し対応。

【結論】 すべての事業主は就労障害者を特別視しておらず、基本的に高い安全衛生意識と相まって、障害者への適切な対応と雇用継続に繋がっていた。近隣の養護学校教員との連携がうまく取れており、障害者の就労と雇用継続に効果的であった。ただし、個人的な関係であったことから、民間企業・福祉就労作業所・特別支援学校との系統的な連携が求められる。また、労働衛生や医療・就労系障害福祉・小規模零細事業所経営の総合的観点から就労障害者の生活面を含めて相談・指導できる専門家や介入の仕組みが必要と考えられた。

謝辞：本調査は、厚生労働科学研究費補助金「障害をもつ労働者の労働災害の実態把握と安全衛生対策の確立に資する研究(21JA1004)」を受けて実施した成果の一部である。本調査にご協力くださった皆様に感謝致します。

表 訪問調査のまとめ

事業内容など	従業員数・就労退職の状況	労災事例・配慮事項
A バネの設計と製造	障害者を含む常勤29名 & パート9名, 障害者4名 [知的1, 精神1, 内部1, 肢体不自由1]	業務内容から切創・刺傷, 腰痛が多いが障害者の労災事例なし; 進行性疾患障害者の就労継続に関して主治医との連携の必要性あり
B フィルム搬送用ロール芯やコンテナの洗浄・清掃ベルトコンベアーの組み立て	障害者とパートを含む38名, 障害者8名 [知的3, 精神3, 難病1, 聴覚1]; 高等養護学校の体験実習後に就労1名, 近隣他社倒産時に知的1名受け入れ; 依願退職 [精神1, 攻撃的かつ症状抑制薬の服用拒否]	聴覚障害者のためにFL ⁺ にパトライトを装備したところ全体の事故が激減; 障害者特性に応じたこまめな声掛け; 障害者特性 (精神疾患・てんかん等) を教示の上で障害者雇用支援の相談窓口を要望
C プラスチックのリサイクル (シール剥がし, 粉碎等)	障害者とパートを含む48名, 障害者7名 [知的障害のA氏 (パート), 就Bから指導員と共に通所6]	A氏はFL運転するが労災事例なし; 時折の欠勤も必要最低限の指導で済ます, 障害があるからといって特別対応しないことを心がけ
D 高周波熱処理加工	障害者を含む常勤11名, 知的障害者1名 [早くはないがミスなく作業], 定年退職 [聴覚1, 従業員に手話を身に付けてもらい通訳], 自主退職 [知的1, GH ⁺ 居住でGH側の理解が十分でなかった]	労災事例なし; 能力に応じた作業ができるように工程を調整
E 建機の外装部品・手すり・エンジンの塗装, 工場内での塗装ライン請負	障害者・外国人を含む直接雇用324名, 障害者5名 [身体4級2, 6級1, 知的2; すべて行動障害はなく, 業務遂行に十分な理解力]	業務内容から切創・刺傷, 腰痛が多いが休業するような労災事例はない; 現在就労している障害者に対する配慮は特にしていない

就B* : 就労継続支援B型事業所, FL⁺ : フォークリフト, GH⁺ : グループホーム